議 案 第 5 号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 富士見市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を改正する条例を別紙のとお り制定する。

令和5年2月21日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、富士見市手数料 条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この 案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。 別表69の項及び70の項を次のように改める。

6 9	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成	次に掲げる額を合算した	
	24年法律第84号)第53条第1項の規定	額	
	に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申		
	請に対する審査(同法第54条第1項各号に		
	掲げる基準に適合していることを示す書類が		
	提出された場合の審査に限る。)		
	ア 一戸建ての住宅	1 件につき 5,000 円	
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分		
	(7) 床面積の合計が300平方メートル未	1件につき 11,000円	
	満のもの		
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以	1件につき 23,000円	
	上のもの		
	ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未	1件につき 11,000円	
	満のもの		
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以	1件につき 19,000円	
	上のもの		
7 0	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条	次に掲げる額を合算した	
	第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計	額	
	画の認定の申請に対する審査(69の項及び		
	71の項に規定する審査を除く。)		
	ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定め		
	る省令(平成28年経済産業省・国土交通		
	省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ		
	(1)に定める基準に適合する場合		

(ア) 一戸建ての住宅		
a 床面積の合計が200平方メートル	1件につき	40,000 円
未満のもの		
b 床面積の合計が200平方メートル	1件につき	44,000 円
以上のもの		
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	80,000円
未満のもの		
b 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	135,000 円
以上のもの		
イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定め		
る省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定		
める基準に適合する場合		
(ア) 一戸建ての住宅		
a 床面積の合計が200平方メートル	1件につき	20,000円
未満のもの		
b 床面積の合計が200平方メートル	1件につき	22,000 円
以上のもの		
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	38,000 円
未満のもの		
b 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	66,000円
以上のもの		
ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定め		
る省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定		
める基準に適合する場合		
(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	267,000 円
未満のもの		
b 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	334,000 円

以上のもの
エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定め
る省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定
める基準に適合する場合
(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分
a 床面積の合計が300平方メートル 1件につき 102,000円
未満のもの
b 床面積の合計が300平方メートル 1件につき 130,000円

別表77の項を次のように改める。

以上のもの

別表 7	7の項を次のように改める。		
7 7	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	一の建築物ごとに次に掲	
	法律第34条第1項の規定に基づく建築物工	げる額を合算した額	
	ネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対		
	する審査(76の項及び78の項に規定する		
	審査を除く。)		
	ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定め		
	る省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定		
	める基準に適合する場合		
	(ア) 一戸建ての住宅		
	a 床面積の合計が200平方メートル	1件につき 40,000円	
	未満のもの		
	b 床面積の合計が200平方メートル	1件につき 44,000円	
	以上のもの		
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		
	a 床面積の合計が300平方メートル	1件につき 80,000円	
	未満のもの		
	b 床面積の合計が300平方メートル	1件につき 135,000円	
	以上のもの		
	イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定め		
•	· '	•	

る省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定		
める基準に適合する場合		
(ア) 一戸建ての住宅		
a 床面積の合計が200平方メートル	1件につき	20,000円
未満のもの		
b 床面積の合計が200平方メートル	1件につき	22,000 円
以上のもの		
(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	38,000 円
未満のもの		
b 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	66,000 円
以上のもの		
ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定め		
る省令第10条第1号イ(1)及び口(1)に定		
める基準に適合する場合		
(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	267,000 円
未満のもの		
b 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	334,000 円
以上のもの		
エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定め		
る省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定		
める基準に適合する場合		
(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	102,000 円
未満のもの		
b 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	130,000 円
以上のもの		

8 2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 	次に掲げる額を合算した	
	法律第41条第1項の規定に基づく建築物工	額	
	ネルギー消費性能に係る認定の申請に対する		
	審査(81の項に規定する審査を除く。)		
	ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定め		
	る省令第1条第1項第2号イ(1)及び口(1)		
	に定める基準に適合する場合		
	(ア) 一戸建ての住宅		
	a 床面積の合計が200平方メートル	1件につき 40,000円	
	未満のもの		
	b 床面積の合計が200平方メートル	1件につき 44,000円	
	以上のもの		
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		
	a 床面積の合計が300平方メートル	1件につき 80,000円	
	未満のもの		
	b 床面積の合計が300平方メートル	1件につき 135,000円	
	以上のもの		
	イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定め		
	る省令第1条第1項第2号イ(2)及び口(2)		
	又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適		
	合する場合		
	(ア) 一戸建ての住宅		
	a 床面積の合計が200平方メートル	1件につき 20,000円	
	未満のもの		
	b 床面積の合計が200平方メートル	1件につき 22,000円	
	以上のもの		
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		
	a 床面積の合計が300平方メートル	1件につき 38,000円	
	未満のもの		
	b 床面積の合計が300平方メートル	1件につき 66,000円	

以上のもの		
ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定め		
る省令第1条第1項第1号イに定める基準		
に適合する場合		
(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	267,000 円
未満のもの		
b 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	334,000 円
以上のもの		
エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定め		
る省令第1条第1項第1号ロに定める基準		
に適合する場合		
(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	102,000円
未満のもの		
b 床面積の合計が300平方メートル	1件につき	130,000円
以上のもの		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。